

○益田市自転車活用推進事業補助金交付要綱

令和4年5月20日

益田市告示第162号

改正 令和5年5月2日告示第131号

改正 令和6年4月12日告示第132号

(趣旨)

第1条 この要綱は、益田市自転車活用推進計画に掲げる施策を推進し、地域の活性化に寄与するため、民間団体等の実施する自転車の活用の推進に関する事業に要する経費に対し予算の範囲内で交付する益田市自転車活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、個人事業主又は法人その他の団体であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助金を活用して行う事業が市の区域内を拠点に開催されるものであること。
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を行うものでないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと。
- (4) 暴力団等と密接な関係を有する者又は団体でないこと。
- (5) 市税(法人以外の団体の場合は、当該団体の代表者の市税)の滞納がないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不相当と認められるものでないこと。
- (7) 国又は地方公共団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市の他の補助金の補助対象となっている事業を除く。

- (1) 益田市自転車活用推進計画の基本方針及び基本戦略に掲げる事業
- (2) 前号のほか、自転車の活用の推進のために必要と認められる事業

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に直接的に要する経費(経常的な運営経費及び食糧費を除く。)とする。ただし、備品購入費については、事業の目的を達成するために必要と認められるものに限り補助対象経費とし、汎用性の高いものは、補助対象経費から除く。

2 前項の場合において、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。ただし、第6条に規定する補助事業

者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合は、補助対象経費に当該額を含めることができるものとする。

- (1) 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条に規定する納税義務者とならない事業者
- (2) 免税事業者（消費税法の定めるところにより消費税を納める義務が免除される事業者をいう。）
- (3) 簡易課税事業者（消費税法第37条第1項の適用を受ける事業者をいう。）
- (4) 消費税法別表第3に掲げる法人

3 補助金の交付額は、補助対象経費に別表に掲げる補助対象経費の区分に応じた補助率を乗じて得た額（備品1品の購入価格に補助率を乗じて得た額が3万円を超える場合は、3万円とする。）とし、15万円と補助対象事業の実施に要する経費の総額から参加者の負担金その他の収入を控除して得た額のいずれか低い方の額を上限とする。

4 前項の補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、益田市自転車活用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第6条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ益田市自転車活用推進事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の事業計画の変更に伴う、当初の目的又は効果の変更
- (3) 補助金の交付決定額の20パーセント以上の変更
- (4) 補助事業の中止又は廃止
- (5) 前各号のほか事業内容の主要な部分に関する変更

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日まで、益田市自転車活用推進事業実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後に補助金の交付を請求するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を請求することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付の請求をしようとするときは、益田市自転車活用推進事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年5月20日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年5月2日告示第131号）

この告示は、令和5年5月2日から施行する。

附 則（令和6年4月12日告示第132号）

この告示は、令和6年4月12日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費の区分	営利団体等（益田市サイクリストサポート企業を除く。）	非営利団体等及び益田市サイクリストサポート企業
備品購入費以外の経費	100分の85	100分の100
備品購入費	100分の50	

備考

- (1) この表において「営利団体等」とは、営利を目的に事業を行っている団体又は個人事業主をいう。
- (2) この表において「非営利団体等」とは、営利団体等以外のものをいう。
- (3) この表において「益田市サイクリストサポート企業」とは、益田市サイクリストサポート企業登録制度実施要綱（平成29年益田市告示第212号）第2条に規定する益田市サイクリストサポート企業をいう。
- (4) この表において「備品」とは、性質及び形状を変えることなく比較的長期（2年以上）の使用又は保存に耐えるもので、かつ、1品の購入価格が1万円以上の物品をいう。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

益田市長 様

申請人
住 所
団体名
代表者

益田市自転車活用推進事業補助金交付申請書

年度益田市自転車活用推進事業補助金の交付を受けたいので、益田市自転車活用推進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業等の名称

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 益田市自転車活用推進事業実施計画書（別紙 1）
- (2) 益田市自転車活用推進事業収支予算書（別紙 2）
- (3) その他市長が必要と認める資料

4 申請担当者氏名

団体名	
担当者名	連絡先
E-mail :	

(様式第 1 号別紙 1)

益田市自転車活用推進事業実施計画書

事業名		
申請区分 (該当する区分に○ をしてください)	営利団体等 (益田市サイクリストサポート企業以外)	非営利団体等 益田市サイクリストサポート企業
事業実施主催者		
事業の目的		
事業の概要	事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	実施日	
	実施場所	
	対象者	
	参加者目標数	
	内 容	
事業の効果		

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

益田市長 様

補助事業者

住 所

団体名

代表者

益田市自転車活用推進事業補助金変更承認申請書

益田市自転車活用推進事業補助金に関する事業計画を次のとおり変更したいので、益田市自転車活用推進事業補助金交付要綱第6条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 変更事業計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3) その他

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

益田市長 様

補助事業者
住 所
団体名
代表者

益田市自転車活用推進事業実績報告書

年 月 日付け益 指令第 号をもって交付決定のありました
益田市自転車活用推進事業補助金の実績について、益田市自転車活用推進事業補
助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 実施場所
- 3 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 補助金交付決定額 円
- 5 補助対象経費精算額 円
- 6 添付書類
 - (1) 益田市自転車活用推進事業実績（別紙1）
 - (2) 益田市自転車活用推進事業収支決算書（別紙2）
 - (3) 事業の成果を証する書類及び写真
 - (4) 支出を証する書類（領収書の写し等）
 - (5) その他市長が必要と認める資料

(様式第3号別紙1)

益田市自転車活用推進事業実績

事業名		
事業実施主催者		
事業の目的		
事業内容	事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	実施日	
	実施場所	
	対象者	
	参加者数	
	内 容	
事業の効果		
今後の展開		

(様式第3号別紙2)

益田市自転車活用推進事業収支決算書

収支 区分	科 目		金額 (円)	摘 要 (積算根拠等を記載ください)
	収入	補助金		
参加料				
自己資金				
合 計				
事業費	支出	補助対象経費		
			小 計 (ア)	
			備品購入費	
		小 計 (イ)		
	補助対象外経費			
		小 計		
	合 計			
	補助金 申請額			

補助金申請額内訳		
対象経費	(金額)	(補助金申請額)
備品購入費を除く補助対象経費 (ア)		
備品購入費 (イ)		
合 計		

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

益田市長 様

補助事業者
住 所
団体名
代表者

益田市自転車活用推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け益 令第 号をもって交付決定のあった益田市自転車活用推進事業補助金について、益田市自転車活用推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求額等

交付決定額 (A)	円
既受領額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A-B-C)	円

2 振込先

金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店 支所・出張所・代理店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
口座名義人	フリガナ

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)